

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人実源福社会

### (定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何なるかを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人実源福社会定款第8条及び第21条に定めるとおりである。但し定員を3年以上満たし運営上支障のない場合とする。

### (公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附則

この規程は、平成29年6月24日（評議員の議決日）施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程の第2条役員及び評議員の報酬は、当分の間無報酬とする。令和元年6月22日から適用する。